

国労本部電送No.207	発信日 2020年3月11日	発信 業務部	責任者	受領者

<2020春闘>

「JR西日本」が春闘回答

本日(3/11) JR西日本が春闘要求に対して以下の回答を行った。

(回答内容概要)

ベ ア 800円

(851円・エリア手当反映分含む)

(前年比 200円減)

※シニア社員 基本給 800円加算

(フルタイムより短い場合 480円加算)

※契約社員 基本賃金(時間額) 5円加算

○ 年間臨給 5.38ヵ月

(夏季手当 2.69ヵ月・年末手当 2.69ヵ月：前年比 0.10ヵ月減)

(夏季手当支払日 6/30 年末手当支払日 12/10)

国労は抗議し、回答内容について持ち帰り検討とした。

以 上

回 答

(賃金関係)

2020年3月

I 基本給等について

1 社員

(i) 基準昇給

基準昇給額表に基づき実施する。

(2) ベースアップ・・・851円（エリア手当の反映分を含む。）

職務遂行給に一律800円の加算を行う。

なお、現行の職務遂行給基準昇給額表における職務遂行給下限額、上限額及び初任給額表に定める初任給額に一律800円の加算を行う等の必要な見直しを行う。

2 シニア社員等

(1) シニア基本給の見直し

シニア基本給に800円の加算を行う。

ただし、「年間所定労働日数がフルタイムより少ない場合」又は「1日平均労働時間がフルタイムより短い場合」は、シニア基本給に480円の加算を行う。

(2) 実施時期

2020年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。

3 契約社員

(1) 基本賃金（時間額）の見直し

現在適用している内容の基本賃金（時間額）に、5円を加算した金額とする。

(2) 実施時期

2020年4月1日以降、新たに開始となる勤務から適用する。

II 期末手当について

1 基準額

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の5.38箇月分を年間の基準額（年間臨給）とする。

- (1) 夏季手当 基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.69箇月分
- (2) 年末手当 基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.69箇月分

2 支払日

- (1) 夏季手当 2020年6月30日とする。
- (2) 年末手当 2020年12月10日とする。

III 各種手当等について

1 初任給調整手当

(1) 2020年4月1日入社の新規採用者

2020年4月1日入社の新規採用者のうち、次の初任給の適用を受けた者に対して、下表のとおり初任給調整手当を適用する。

適用対象者	支払額
2020年度プロフェッショナル採用（大学（大学院に限る。））	3,000円
2020年度プロフェッショナル採用（大学）	
2020年度プロフェッショナル採用（高専、短大、専修学校）	
2020年度プロフェッショナル採用（高校、中等教育学校）	

(2) 2019年4月1日入社の新規採用者

2019年4月1日入社の新規採用者のうち、次の初任給の適用を受けた者に対して、下表のとおり初任給調整手当を適用する。

適用対象者	支払額
2019年度プロフェッショナル採用（大学（大学院に限る。））	1,000円
2019年度プロフェッショナル採用（大学）	
2019年度プロフェッショナル採用（高専、短大、専修学校）	
2019年度プロフェッショナル採用（高校、中等教育学校）	

(3) 適用期間

2020年4月1日から2021年3月31日までとし、2020年4月期給与から適用する。

回 答
(厚生関係)

2020年3月

1 特定診断利用支援金

(1) 対象診断項目の見直しについて

対象診断項目に「風疹」「麻疹」の抗体検査及びワクチン接種を追加する。

(2) 給付額等の見直しについて

給付額を男性・女性ともに3万円を上限とした実費額とする。また、申請回数については、受診した当該年度について2回までとする。

2 保育所等利用支援金

(1) 対象施設の見直し

保育所等利用支援金の給付対象となる施設に「学校教育法で定める幼稚園(ただし、給付対象となる子どもが、市町村から保育の必要性の認定(2号・3号認定)を受けている場合に限る。)」を追加する。

(2) 対象者の見直し

保育所等利用支援金の給付対象者を「満4歳に達する日の属する年度の年度末までの子を養育している社員等」に見直しを行う。

3 動物遺骸処置等給付金

動物遺骸処置等給付金の給付額を、「1件あたり1,000円」から「1頭(1個)あたり1,000円」に見直しを行う。

4 実施時期

- ・第1項は、2020年4月1日以降受診する診断項目を対象として適用する。
- ・第2項は、2020年4月分の実績を踏まえて給付する保育所等利用支援金より適用する。
- ・第3項は、2020年4月1日以降発生した事象を対象として適用する。

2020年春闘ニュース

発行：国鉄労働組合西日本本部 / 〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号 国労大阪会館内 第6号
電話番号 / JR071-4548 (FAX)071-4556 NTT06-6358-1190 (FAX)06-6353-7849 2020年3月11日

回答速報

西日本会社

定期基準昇給 基準昇給表に基づき実施する

ベ・ア 800円 (851円エリア手当反映分を含む)
(昨年より200円減)

年間臨給 5.38ヶ月 (昨年より0.1ヶ月減)

「夏季手当」

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.69ヶ月分
*支払日 2020年 6月30日

「年末手当」

基本給、エリア手当及び扶養手当の合計額の2.69ヶ月分
*支払日 2020年12月10日

シニア社員 基本給 800円 (ハーフ480円) 加算

契約社員 時間額 5円加算

初任給調整手当

2020年4月1日入社のプロフェッショナル採用 3000円
2019年4月1日入社のプロフェッショナル採用 1000円

(厚生関係)

①特定診断利用支援金 ②保育所等利用支援金 ③動物遺骸処置給付金の回答があった。詳細は、電送を確認してください

ベ・ア「800円」「年間臨給5.38箇月」
低額回答に対する抗議行動を
3月19日12時までに取り組もう